



OK



NG

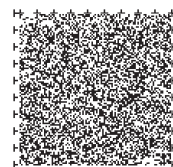
何ができていない？
どうおもてなしかな？



**障害者差別解消法では、
障害者への合理的配慮の提供が求められています**

広島市役所障害福祉課

これは、視覚障害のある人などに向けた音声コードです。スマートフォンアプリ(Uni-Voice)を使って読み取ると、ページの内容を音声で聞くことができます。



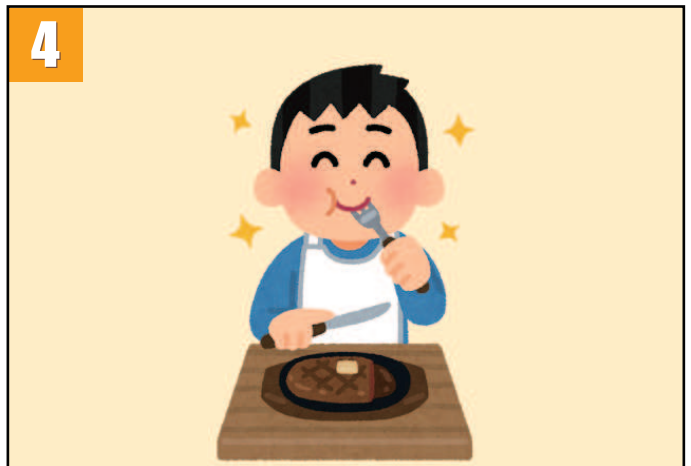
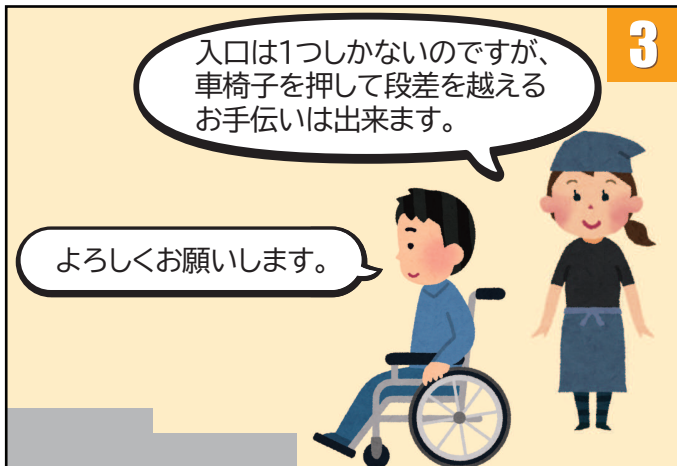
合理的配慮の提供とは？

「障害のある人から、社会の中にある困りごとを取り除くために、何らかの対応が求められた場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。」を言います。



ポイントは2つ

- ① 障害のある人が何を求めているのか聞いてみる。
- ② 聞いたうえで、何ができるか伝える。



障害のある人が障害のない人と**同じ結果**を得るにはどんな工夫ができるでしょうか？
みんなで考えていきましょう！

広島市では相談窓口を設置しています

障害者の権利相談ダイヤル（広島市障害者110番）

（福）広島市手をつなぐ育成会

電話／FAX：082-537-1777

所在地：広島市西区打越町17-27

相談受付：月曜日から金曜日 9時～17時

※上記時間以外は、留守番電話またはFAXで24時間受付

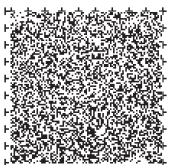
広島市役所・各区役所各課

広島市役所障害福祉課

電話：082-504-2147

FAX：082-504-2256

所在地：広島市中区国泰寺町一丁目6番34号



障害者差別解消法について詳しく知るには？

広島市のホームページをご覧ください

広島市 合理的配慮

検索

